

## 碧南市基幹相談支援センターにおける障害者の権利擁護の取り組み

### 1 虐待防止チェックリストの実施について

事業所の虐待防止に向けた取り組みの確認や意識啓発のため、令和2年12月に虐待防止チェックリスト（体制整備チェックリスト、職員セルフチェックリスト）を市内36の全事業所（うち新規事業所3か所）に実施し、以下の結果を確認。

- (1) 既存の事業所については虐待防止マニュアルの作成や職員への周知、活用等につながっているが、新規事業所ではマニュアルの作成や職員への周知等ができていない事業所もあり、今後整備していく必要がある（88%の事業所がマニュアルを作成、74%の事業所で職員へ周知徹底しており活用している。新規では3事業所中2事業所がマニュアル未作成）。
- (2) 職員が支援等に関する悩みを相談できる体制については、昨年に比べ整えられてきており、利用者への悩みを持ち続けている職員の割合も昨年に比べ少なくなっている（相談の場 R1年 77%⇒R2年 94%。職員が支援で常に悩みを抱えている R1年 34%⇒R2年 21%）。
- (3) 虐待の防止、早期発見・対応については、関係者間での連携や虐待があった場合の積極的な受け入れ、虐待の疑いがある場合に訪問等の対応をしている事業所が少しずつ増えている。（早期発見 R1年 77%⇒R2年 88%、事業所間の連携 R1年 68%⇒R2年 71%、積極的な受け入れ R1年 48%⇒R2年 59%、訪問 R1年 68%⇒R2年 79%）。

### 2 事業所訪問について

新規3事業所に訪問を実施。虐待防止体制の確認をし、虐待防止マニュアルの作成や活用等を勧め、虐待防止に向けた意識啓発を行った。

各事業所における虐待防止の取り組みは、対応が困難なケースに対して、その都度対応方法を話し合ったり、日々の支援の中でも職員から支援結果や困りごとをすぐに確認するなど、次の支援に困り感や不安を持ち込ませないような対応が見られた。

また、同じ支援者が一人で対応しないよう複数の職員で対応することや、複数事業所を経営する場合は、他の事業所とも兼務させる等、一人の支援者が抱え込まないことや利用者との距離を保ちながら対応している現状が伺えた。